

平成18年11月28日

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成18年11月28日

国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成18年度国土技術政策総合研究所入札監視委員会 定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、国土技術政策総合研究所が執行する工事、建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入札監視委員会」を、平成14年9月から設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、ご意見をいただくこととしております。

平成18年度入札監視委員会定例会議が、平成18年6月27日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先	
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
茨城県つくば市旭1番地	TEL 029-864-2211
総務部調査官	神原 浩 (029-864-8913)
総務部契約財産管理官	茅場 隆志 (029-864-0564)
企画部施設課長	唐澤 則次 (029-864-2843)

国土技術政策総合研究所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成18年6月27日(火) 砂防会館別館 穂高会議室	
委員		片山恒雄(学校法人 東京電機大学工学部 教授) 柴山知也(国立大学法人 横浜国立大学大学院工学研究院 教授) 角田茂(学校法人 金沢工業大学 参事) 吉田倬郎(学校法人 工学院大学工学部建築学科 教授)	
審議対象期間		平成17年4月1日 ~ 平成18年3月31日	
抽出案件		総件数13件	件名
工事	随意契約方式	1件	①河川水理模型実験施設ポンプ設備改修工事
	標準プロポーザル方式	1件	②平成17年度インフラ資産の会計的評価における耐用年数の調査業務
建設 コンサル タント 業務	指名競争方式	2件	③掃流砂採取手法検証実験業務
			④地震計設置位置における地盤応答解析業務
	随意契約方式	9件	⑤平成17年度沿道における大気質の予測評価に関する検討整理業務
			⑥交通事故統合データベース分析等業務
			⑦性能評価の枠組に関わる基礎的調査業務
			⑧新たな津波防災検討調査業務
			⑨港湾工事における入札方式等に関する検討業務
			⑩平成17年度積算合理化検討業務
			⑪スマートインター路側システム検討業務
			⑫高速バスロケーションシステム機器仕様検討業務
⑬高速バスロケーションシステムのDSRCプローブサーバに関する検討業務			

	意見・質問	説明・回答
委員からの意見・質問、それに対する説明・回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	説明・回答
<p>【報告事項】</p> <p>◎ (1) 随意契約の見直し計画の概要 (2) 入札・契約 手続の運用状況報告 (3) 指名停止等の運用状況報告 (4) 再度入札における一位不動状況報告 (5) 工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>・(4) の今回から追加された再度入札における一位不動状況の調査の必要性は何か。</p> <p>・(5) 低入札案件の中にはずいぶん安く落札しているところがあるが、工事が終了した段階で満足すべき結果が得られているのか。</p> <p>【抽出事案審議】 『工事・随意契約方式』 ①河川水理模型実験施設ポンプ設備改修工事 ・ポンプ設備改修工事は、最初に製作した会社に随意契約をしているが、大抵のものは製作した会社に随契するという事か。</p>	<p>・入札談合再発防止対策において入札契約の過程に対する監視の強化の一環で、入札結果の事後的・統計的分析に資する趣旨から設けられたものである。競争契約において1回目の入札の最低価格入札者が、そのまま2回目以降の入札における最低価格入札者となる状況が続いていないかを監視するものである。</p> <p>・最低価格入札者の価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、低入札した業者が適切に履行出来るか否かの判断を行う必要がある。今回の調査の案件は全て低入札調査の結果、履行確認が得られたのものであり、工事終了後は全て予定どおりのものが完成している。</p> <p>・本工事については、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用として、昭和59年官房長通達の「工事請負契約における随意契約のガイドライン」に基づいて、「契約の性質または目的が競争を許さない場合（予決令102条の4第3号）」の項目として、既設の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事に該当することから、随意契約を行ったものである。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・製作した会社に随契することとなるとメーカーの方も事情をわかっているのに、強気な価格を提示してくると考えられるが、価格交渉のプロセスはあるのか。</p> <p>『建設コンサルタント業務・標準プロポーザル方式』</p> <p>②平成17年度インフラ資産の会計的評価における耐用年数の調査業務</p> <p>・この調査を実施するのに技術提案書を要請し提案書の評価とヒアリングを行うが、提案するのに業者側も相当コストがかかると思われるが発注者側としてはどのように考えているのか。</p> <p>『建設コンサルタント業務・指名競争方式』</p> <p>③掃流砂採取手法検証実験業務</p> <p>・データを取って研究をしているプロセスで手順が変わってくるとか、少し方法を変える必要がある場合に業者とはどのような交渉がされるのか。</p> <p>・どんな業者が受注しても出来たという感じの説明と受けたが、指名競争契約である理由は無かったということか。</p> <p>④地震計設置位置における地盤応答解析業務</p> <p>・指名競争入札方式の業者選定評価総括表の内容で過去3年の表彰の実績の中身はどういうものか。他の審議案件も同様であるが、業務遂行要素が全てが点数3点であり、加算要素ではなく排除要素の項目ではないのか。そうであれば載せるのはなじまないのでは。</p> <p>『建設コンサルタント業務・随意契約方式』</p> <p>⑤平成17年度沿道における大気質の予測評価に関する検討整理業務</p> <p>・随意契約の理由を見ると、ある年なかなか良い成績で業務をこなした。ご褒美に次の年もやらせてやろうとしか読めないが、本来は経験により作業のクオリティーが上がるとか、初期投資が既に終わりコストが安いとかの理由ではないのか。</p>	<p>・予定価格作成の判断とするため、業者と不具合の状態・箇所について、修理或いは改修した場合の部品の交換の有無及び方法など非常に細かく詰めていくとともに、材料や改修範囲を決め、提出された見積価格等について、精査し、適正な価格であるか否かを確認しているもので、価格交渉を行っているものではない。</p> <p>・そういうことに配慮して、技術提案については、統一様式を定め、業者における過去の事例や課題を受けて業務への取り組み対応など提案を各々A4で1枚程度にまとめるような過度の負担とならないよう最大限の配慮をしている。</p> <p>・今回の案件は、当所において開発した手法であるので、仕様書のとおり行って頂き実験で確認したものであるもので、手順類を変えたということはない。</p> <p>・そうではなく、コンサルタント業者の数を何社かに絞るために指名競争を行ったものであり、能力がない業者を排除する仕組みとして実施したものである。</p> <p>・表彰については、国総研における過去3年間において、業者の表彰として優良業務表彰を行っており、受けた業者に加算し、また、業務遂行要素は、排除という考えではなく、優良が5点、普通が3点、不良が1点として整理しており、過去10年の実績及び過去3年間の表彰の実績に加えて、業務遂行要素を評点に加えているが、通常の業務を行っていれば基本的に3点となり、ご指摘のとおり差がついていない。従って、今後は評点の付け方の項目についても検討して参りたい。</p> <p>・この案件は、その契約を行う際に2年目以降にも続く研究内容だと周知して、技術提案を受け契約したものであり、元々2年目にも当該業者に発注することを前提として行ったものである。しかしながら、1年目の成績が悪かったりして、万一の場合には2年目の契約は無しにすることもあるとの趣旨でこのような随契理由の書き方となっている。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>⑥交通事故統合データベース分析等業務</p> <p>⑦性能評価の枠組に関わる基礎的調査業務</p> <p>⑧新たな津波防災検討調査業務</p> <p>⑨港湾工事における入札方式等に関する検討業務</p> <p>共通事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ最初のページに履行期間が示されていますが、特に⑤は1月半で履行しなければならないこととなっている。如何なものか。もっと余裕を持って対応できないものか。 ・⑥については、資料を見た限り研究計画が19年度までなのか、別の資料では22年度までの計画なのかが判然としない ・大きな政策のスケジュールの中でこの研究の位置づけがあって、そういうことがわかるような記述にすべきである。 ・⑧の入札調書を見ると第1回が3,800万円、第3回が3,700万円と100万円ほどぱっと下がっているが、どういうやり取りがあったのか。 ・抽出事案のうち、⑥、⑦、⑧、⑨は全て財団法人との契約ですので、これについては、来年から大分変わるのか。 <p>⑩平成17年度積算合理化検討業務</p> <p>⑪スマートインター路側システム検討業務</p> <p>⑫高速バスロケーションシステム機器仕様検討業務</p> <p>⑬高速バスロケーションシステムのDSRCプロブサーバに関する検討業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術手法を決めるための学識者と検討協議が本省で行っており、検討が遅れたためやむを得ずこの時期となった。今後、計画的な業務の契約、遂行に努めたい。 ・研究スケジュールは、19年度までの計画です。第8次交通安全基本計画が今年度から22年度までということです。 ・研究だけではなく、いつ頃何がどう実現するかという全体のスケジュールを作り、位置づけを明確にしたい。 ・これは随契ですので、相手から見積を徴収すると予定価格に満たないので、2回目、3回目と要請して、その結果予定価格以下で落札したものである。 ・⑥については、形式論理でデータを持っているという著作権があるので、同じところと随意契約をしますが、⑦、⑧、⑨については、随意契約の見直しで、契約方法を変更しなければならず、公募のようなことをして対応せざるを得ないと考えている。

意見・質問	説明・回答
<p>共通事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬について契約方式の経緯の説明があったが、こういう事例の頻度はどのくらいか。 <ul style="list-style-type: none"> バスロケーションのこういう契約は、バス会社も利益があると思うが、費用負担をすとか仕分けがあって良いのでは。 <ul style="list-style-type: none"> プロポーザルでも、相手業者が1社に特定されると相手にとっては必ず契約できるものとして強気な価格にするのではないか。このため、特定され随意契約にした業者の落札価格は競争と比較して高くなるのは当然かと思っていたが、価格交渉のプロセスはないのか。 <ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式の場合、予定価格とか基準価格を決めるのに、既に交渉のプロセスが終わった後に作成するのか。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の13件の審議案件については、適正に入札がなされているとの結論とする。本日、申し上げた一般的意見は次の契約等で是非とも生かしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでは、事例が無い。最初のプロポーザル方式ではあらかじめ具体的な会社を4社、5社と決めて、技術提案書を要請し、評価の高い会社と契約するのが通例であるが、今回、1社を残して辞退となってしまう、プロポーザル方式の成立要件である3社に満たない状況となった。このため業務内容を再検討し条件を緩め、再度新たな3社に要請を行ったが、さらに3社とも辞退となり、他に出来る者はいないと判断し、やむを得ず提出のあった者と随意契約したものである。 <ul style="list-style-type: none"> 九州の民間会社の一部では、従来からの類似のシステムとパケット通信を使うシステムを整備し運用を行っているが、この装置の普及を図るためには、通信コストが課題であり、低減技術が求められている。今回の国総研が行ったシステムは、通信コストが不要となる全く新しい技術を取り入れた試作的な装置であり、これを実路線で運行している民間バス会社に設置許可の手続きを依頼して実施したものである。このように、まだ、試作段階の研究で実施することから、基本的に国主導で行ったものである。 <ul style="list-style-type: none"> 例えば、プロポーザル方式の手続きとしては、当該業務の技術提案を要請するときに発注者側で考えている概ねの予算を提示し、提案された業務内容や技術者の評価が最も高い業者が特定される。次に予定価格作成の判断とするため、その特定した業者から提出された見積価格等について、業務自体の内容・範囲手法などを詳細に精査し、それらに関して適正な価格であるか否かを確認しているもので、価格交渉を行っているものではない。 <ul style="list-style-type: none"> 予定価格作成の判断とするため、見積価格の詳細なヒアリングを実施し、適正な価格であるか否かを確認しているものであり、価格交渉のプロセスはない。